

令和3年12月20日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和3年12月20日(月)

午後1時3分開会

午前2時6分閉会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、濱門明典委員、
仮屋園一徳委員、牟田学委員、岩崎健二委員、
濱之上大成委員、野畑直委員

5 傍聴議員(委員外議員) 白石純一議員

6 事務局職員 次長兼議事係長 上脇重樹

7 参考人

電源開発株式会社

再生可能エネルギー本部風力事業部

陸上開発室長代理兼(開発第一)統括マネージャー 佐藤昌弘氏

事業推進室(陸上開発第一)課長代理 戸松学氏

陸上開発室(開発第一)谷口尚矢氏

株式会社九電工

鹿児島支店営業課

営業課長 友田桂一郎氏

民間営業担当 山口貴史氏

株式会社INPEX

再生可能エネルギー・新分野事業本部再生可能エネルギーユニット風力事業グループ

コーディネーター 早崎学氏

8 会議に付した事件

所管事務調査について(再生可能エネルギー((仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力
発電事業)について)

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

- 所管事務調査について（再生可能エネルギー（（仮称）北鹿児島（西地区・東地区）風力発電事業）について）

濱田洋一委員長

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日は、陳情第1号及び陳情第2号の審査において、4月19日に参考人としてお呼びしました、（仮称）北鹿児島（西地区・東地区）風力発電事業の事業者から、その時に説明した事業計画の一部を変更したことを説明したいとの申入れがありましたので、御担当者を参考人としてお呼びし、そのことについて御説明をいただくことといたしました。

それでは参考人は入室してください。

[参考人入室]

濱田洋一委員長

ただいま参考人に御出席をいただきました。

参考人におかれましては、大変お忙しい中、本委員会の審査のため御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げます。

参考人をお願い申し上げます。御発言される際は挙手していただき、委員長から指名を受けた後をお願いいたします。

また、委員会記録作成のために録音しておりますので、マイクを近づけてお話しくださるようお願いいたします。

それでは、参考人から御説明をお願いいたします。

佐藤昌弘参考人

こんにちは。いつもお世話になっております。今日はお忙しいところお時間いただきましてありがとうございます。

北鹿児島風力発電事業の計画ということで、今日は3社来ております。電源開発と九電工さん、インペックスさん。人数多くて恐縮なんですけれども、しばらくお付き合いいただければと思っております。

今日は、配置の話です。我々の計画は環境影響評価の準備書まで手続が終わっておりまして、評価書の準備をさせていただいておりますけれども、準備書までに皆様に御説明させていただいた配置から、環境影響の見地等々踏まえまして見直しをさせていただいております。特に阿久根市様の関係するエリアで変更させていただいている部分を詳しく御説明させていただくのと、もう1点が、10月3日に南日本新聞で報道されている話で、二つの事業がまだ競合している状況で、どちらの事業がどうなんだというお話も頂戴しておりますので、現状について弊社の認識をまとめたものがございますので、そちらを合わせて御説明させていただけたらと考えております。よろしく申し上げます。

戸松学参考人

まず、風車の配置の見直しをさせていただいた部分につきまして、御説明させていただきます。先ほどもお話ししましたように、準備書の手続が8月で終了いたしまして、住民の方からの意見ですとか、専門家の御意見をいただいた中で、配置の見直しをさせていただきました。こちらについて御説明させていただきます。お送りしております資料ですが、3枚物になっておりまして、1ページ目と2ページ目が阿久根市に関して広域に示させていただいた図面になっております。これまでの準備書の手続の中で示させていただいております風車の位置を黒の四角で示させていただいております。新しく取り付けさせていただきます道路に関しましても、黒の実線で示させていただいてるところが計画のルートになっています。おれんじの丸印がございすけれども、こちらが計画の見直しをさせていただいた風車の位置になりまして、青の実線で示させていただいているルートが道路の見直しをさせていただいたところを示させていただいております。こちらJ05からJ10に関してが、米次地区、小原地区に関するところですが、これまでの説明会でも音の問題、水の問題に関しまして御懸念を持たれてる、御意見をいただいております中で、配置を見直しさせていただいたんですが、J10の風車の位置を、H10の位置に変更しております。同じようにJ08に関しましてもH08に移動する形で計画を見直しさせていただきました。この2つに関しましては、集落から遠くなるような計画で見直しをさせていただいているんですが、J05に関しては民家から近くはなるんですけれども位置の変更をさせていただきたいと考えています。

あと、大きく計画見直しさせていただきましたのが道路に関してです。J10からJ7の道路に関して、元々、尾根よりも米次地区側の尾根下に造る計画をしていたんですけれども、反対側の尾根下に作る計画に見直しをさせていただきました。そうすることによりまして、米次地区側の改変面積が小さくなるということで、水への影響が逡減できるのではないかと考えているところがございます。その拡大図が3ページになります。若干ですけれども、そのほかの風車に関しましても位置を変更させていただいておりますけれども、こちらに関しましては猛禽類の問題であったり、土工量が大きい計画になっていたところがございます。土工量の削減に向けた取組ということでルートの変更をさせていただいております。

佐藤昌弘参考人

この配置計画で、これから国有林と鹿児島県の保安林の手続、協議に具体的に入るという予定になっております。

続きまして、配付させていただいております現状を整理した、3社のロゴが入っておりますペーパーで御説明させていただきたいと思っております。

まず2ページ。事業計画の概要です。従前も御説明させていただいておりますが、出力12万9千キロワットの30基で具体的に進めさせていただこうとしております。早ければ2027年から運転開始して、20年間の事業期間ということで、九州電力の出水変電所まで送電線を引っ張って接続する計画になっております。当初3事業者が競合していた状況だったんですけれども、今、電源開発、九電工、インペックスと3社同じ計画で進んでるということで、もう1社、ユーラスエナジーさんとの競合状態と認識しております。事業計画の概要3ページです。これは10月3日の南日本新聞の報道でもあったんですけれども、フィットといわれています経産省の事業認定のエリアを示しているものです。こういった認定を受けている林班、国有林の中です。青のところ弊社が取っている林班ですので、事業計画全てをカ

バーしているわけではないんですけれども、これは後ほど御説明させていただきたいと思えます。

4ページに工程をお示しさせていただいております。2018年から配慮書をスタートさせていただいております。今2021年の12月ですので右側になりますけれども、評価書の手前くらいまで来ておまして、2022年・2023年工事着手に向けた必要な手続ですとか、最後の評価書の手続を準備させていただいております。

当初の事業者の競合状況としましては、今、一緒になってる九電工、インペックス、JWEで環境影響評価等手続しておりましたけれども、JWEは今、事業計画をやめられておりますので、九電工、インペックス、電源開発で一緒になっています。最初に手掛けたのが九電工・インペックスで、その次我々電源開発、最後にユースさんの順で環境影響評価の手続きを開始しております。それと共に、関係地区とか漁協さんへのコミュニケーションを開始させていただいております。それが5ページに示しております年表ですけれども、そういった順番で地元の方とお付き合い、行政さんとの話し合いをさせていただいております。

次に、6ページなんですけれども、関係する方々との活動状況ということで整理させていただいております。まず、関係地区に関しまして、弊社計画につきましては15地区に相当し、こちらの地区とコミュニケーションを取らせていただいております。今後、国有林の手続きだとか、保安林手続きさせていただくことについての同意を頂戴していると共に、引き続き、風車が設置され稼働した後の音の問題ですとか、景観に関する問題、土砂、水源に関する問題についての御説明をしっかりとさせていただいた上で、建設同意を頂戴していくということのお約束を交わさせていただいております。コロナの影響もございましたので、今収まってきておりますので、順次各地区の細やかな説明会をさせていただく中で、今お示しさせていただいた工程に則る形で進めさせていただくようなかたちで準備させていただいております。阿久根市議会さんも現地や串間のほうにも見に行っていたりしております。そういった活動も、御質問等いただいている、御不安をいただいている地区の方々にも、合わせて御案内して、御理解を深めていきたいと考えております。

続きまして7ページ。関係するエリアに係わる4つの漁業協同組合につきましては、事業に関する御理解もいただきまして、建設についての同意をいただいております。

続きまして8ページ。関係行政様に対する協議・説明状況として、抜粋ではございますが表にまとめさせていただいております。阿久根市を始めといたしまして、さつま町、薩摩川内市、出水市とアセスとか、事業計画に関する協議をさせていただいております。引き続きスケジュールに合わせて、御説明、御理解を頂戴していく活動を続けていきたいと思っております。

9ページ。これは利害関係者では直接的なものではないんですけれども、地元の協力業者さんだったり、賛同いただいている方の賛同書なども頂戴しております。鹿児島県の建設協会さん、各支部になりますけれども、事業計画に対する賛同を頂戴しております。

10ページでございます。許認可の取得状況でございます。我々事業計画認定を先ほどの青の色のところなんですけれども、昨年3月に戴しております。環境影響評価の手続も準備書まで終了しておまして、国有林の貸付けに対する協議につきましても今年からスタートさせていただいておりますので、こういった事業実施に向けた準備は着々と進めさせていただいております。ただ、フィットの認定に関しては、全ての計画地での認定を我々は取得しており

ません。これはまた最終ページで御説明いたしますが、フィットというのは必ずしも事業実施に必要な手続ではないということを九州経産局からも頂戴してございます。フィットが取れてないからこの事業者はできないんだということでは決してありませんということが、10ページで御説明させていただいている内容でございます。フィットの正しい位置で認定を取り直した後に事業を実施させていただくということで計画してございます。

11ページに林野庁と貸付けの協議がスタートしておりますという御説明の資料を記載しております。

最後に、何でフィットの正しい位置で認定が取れていないのか、取れている人と取れていない人がいるのかということを中心に、複雑な事情なんですけれども、御説明しているのがこの12ページになります。まず、民地と国有林で土地の取扱いが違うということの御説明です。普通の民地は何々市何々町何番地というような記載なんですけれども、国有林の場合は地番というものがなくて、何々林班、何々小班という定義になっています。林班は非常に広いエリアで、100ヘクタール以上の広さがございます。これは一つの町に相当するものになってしまう非常に大きなエリアになります。左下の図面です。元々国有林内での開発手続、フィットを取る手続というのは、大きな林班の中で事業者が複数いる場合、林小班などで認定を取って、それぞれがすみ分けて、計画の熟度を上げていくということでルール化されていたものだったんですけれども、当初の2年前は制度が明確になっていなかったという事情もありまして、右のような大きな林班で他社さんが認定を取って、それが経産局がフィットの認定を出しましたということで、林小班同士で計画をすみ分けて熟度を上げていくという作業ができなくて、我々が外に出ざるを得ないという状況になってしまったのが現状、当時のルールがこうだったということでございます。一部計画地の認定は取れておりますので、今のルールからしますと、計画を正しい位置に変更して事業を進めていくということは制度上認められておりますので、認められたフィットの期間の中で、軽微変更手続を行った上で事業を進めていくということが我々の今の計画になってございます。ちょっと複雑な事情なんですけれども、取れてない人は絶対に事業ができないということではないということに関係する経産省当局とか林野庁から確認している内容でございます。ちょっと複雑で恐縮でしたけれども、御説明させていただきました。ありがとうございました。

濱田洋一委員長

ただいま説明が終わりました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

竹之内和満委員

設置場所を変更されたということで、変更の一番大きい理由は何でしょうか。

戸松学参考人

どれが一番大きいかと言われたら、順位付けがなかなか難しいところかと思っております。ただ、住民の方から御懸念持たれてるお声大きいというところは、私どもといたしましても認識しておりまして、そちらの部分大きいと考えております。

竹之内和満委員

ということは、集落から風力発電をできるだけ離すという意味合いですか。

戸松学参考人

距離もそうですが、改変面積を小さくする、後は水の御懸念持たれている方も多くいらっしゃいましたので、そういった御懸念を無くすというふうな計画にするというのが大事かと

考えて、そういったところを認識して、計画の見直しをさせていただきました。それ以外にも鳥の問題であったり、土工量の問題もありますので、総合的に判断した上での今の計画になっているということを御理解いただきたいと思っています。

竹之内和満委員

距離がどれくらい離れたかなあという思いがありまして、今まで一番近いところでどのくらいで、変更した結果どの位の距離になったんですか、一番近いところが。

戸松学参考人

距離で言いますと、J08のところからが準備書段階では一番近くて、700メートルちょつとの距離がございました。今回、計画を見直し、住居からの距離は遠くなっておりまして、900弱くらいまで確保できるような状況になってるんですけども、一方で、こちらの先端のJ05がH05に、民家側に寄った……。

濱田洋一委員長

すみません、変更箇所の説明をしていただけてますけれども、3ページまであるんですが、どこを一番見たら分かりやすいですか。

戸松学参考人

1ページ目を見ていただきたいと思います。準備者段階ではJ08が民家からの距離が近い状況にありまして、こちらが700メートルちょつとの距離でした。今回、見直しさせていただいたことによりまして、J08から近かった民家の距離は遠くなっている状況ですけども、逆にJ05をH05に民家側に寄せたといいますか、近い計画に見直しさせていただいたことがございまして、H05から民家までの距離が700メートルちょつとの計画になっております。

竹之内和満委員

結局、民家に寄ってしまったということですね。自分らの考えではできるだけ離してもらいたい、近くの風力は外してもらいたいという気があるんですけども。08が一番近かったのが遠くなったけど05は寄ってしまったとなれば、結局700メートルになっちゃったということですよ。それだけが理由じゃないということですね、距離感だけが。どうでしょうか。

佐藤昌弘参考人

配置の変更にあたっての要素としては、民家との距離も当然ございます。後は動植物への影響。環境影響評価ですので希少動物の保護ということ。後は、水源、水質、土砂の問題ということがポイントとしてあると思います。今日、御説明させていただいた南側の風車につきましては、猛禽類の問題もですけども、どちらかという土砂と水源の問題です。なるべく米次、田代地区のほうへ影響がないように配置を見直しさせていただいているということで、軽微な位置の変更をさせていただいております。J05、H05の位置関係につきましては、距離としては近くなっているんですけども、水の関係ですとかそういったものについての配慮というのは引き続き同じようにさせていただいております。こちらはどちらかという動植物の影響の配慮で位置が変更になって、結果、民家から05については近くなってしまったということかと思っておりますけれども、そのほかの要因については変わらないで配慮していきたいと思っております。近くなったことによる音の影響に関しましては、以前、串間に御視察いただいたときにも御説明させていただいたかと思っております。大体500未満ですとアセス上も配慮を求められて配置が難しいという状況ですけども、それより距離が取れている風車の発する音としては、音を実際聞いていただいて非常に静穏なものということは御理

解いただけていると思っています。今後、関係する地区の皆様に対しても、同じように音を聞いていただくような活動を通じて、距離の離隔についてはしっかり丁寧に説明して、御理解を得ていきたいと考えてございます。結果的に05は若干近くなってしまっただけですが、総合的に環境への配慮という意味では低減しているという方向で整理させていただいておりますので御理解いただければと思っております。

竹之内和満委員

了解しました。

仮屋園一徳委員

道路の変更箇所について伺います。尾根を変更されたということで、尾原・米次側から弓木野側のほうに流域が一部変更されたということなんですけど、反対の弓木野側についての同意確認はされているのですか。説明も含めてですね。

戸松学参考人

準備書段階での配置の説明会は各地区でさせていただきました。今回の見直しについての御説明はこれから進めていくと考えています。

仮屋園一徳委員

それに関して、流域ごとの流量というのは出されていますか。

佐藤昌弘参考人

環境影響評価上ですけれども、降った雨に対してどれくらいの水が出るのかということもアセス上で計算させていただいておりますので、今回の変更に伴って、どういった水がどれくらい出て、どれくらい濁水が出るのかということも評価させていただいた上で、御説明をさせていただく予定にしておりますので、それも合わせて関係する地区の皆様には丁寧に御説明していきたいと考えております。

仮屋園一徳委員

今までの災害等を見ますと、山の尾根の流域というのはそれほどなくても、下流側にくる流量が、ある程度変わると、そこが災害になる恐れのあるところと、少々流量が多くなっても災害にはあまり影響しないという流域があるわけですけれども、その辺の細かい流域について検討されてるのかされてないのかを説明してください。

佐藤昌弘参考人

保安林、山林の中での開発になりますので、林地開発の手引に基づいて鹿児島県の指導をもらいながら、基本的には流量の変更を一定以下に抑える排水計画、防災計画というのが定められて、義務付けられて、指導を受けますので、基本的な流れを大きく変えないような形で沈砂池、調整池などを設けて、排水設備を今後、設計、施工していく流れになると思います。基本的には一定以上の流れを従前より変えてはいけませんという指導の下で進めますので、そういった影響がないように考えていきたいと思っています。逆側にずらしたから逆側の地区への影響はどうなんだという御指摘かと受け止めてるんですけども、米次・田代の県道のラインは民家が比較的多いという認識がありまして、今まで通じて地元の御説明の中でも御意見が多ございました。逆側の地区につきましては民家から距離が相当量離れているということもあります。かと言っていいのかという話では決してなくて、しっかり御説明させていただいて、これから御理解を得ていこうと考えております。

仮屋園一徳委員

最後にお願いも含めて。今説明があったんですけど、尾根の流域から集落の間に林道とか

が走ってる個所について、今までは、今の林道の構造でよかったのが、尾根の流域・流量を集めることによって、その下流の林道に大きな影響を与える個所も出てくると思うんです。その辺について、もし災害等が起きた場合については、援助ということじゃないですけど、そういった個所もあるんだよということを認識していただきたいなど。これはお願いをして終わります。

佐藤昌弘参考人

今回、新しく風車のために整備させていただこうとしている道路は、結構いい規格の一級林道仕様のを尾根伝いにつけようとして計画しております。既存の林道、作業道と接続させていただくことによって、これは林野庁に御提案しているんですけども、ループ化させることによって、今の林道が崩れて通れなくなってしまったりしてもアクセスができるようになって、今までの使い勝手をより良くしようというような御提案もさせていただいております。今、委員の御指摘があったとおり既存の林道への影響も当然、配慮させていただきたいと考えておりますけれども、新しくつける道路をさらに利用させていただくことによって山の機能を上げていくことを合わせて御提案させていただいております。山火事になっても消防車が入れるようになるですとかそういった防災面に対しても役に立つようなものにできていたらなど考えております。御意見ありがとうございます。

仮屋園一徳委員

ちょっと確認ですけど、現在の林道もそうですけど、私が今さっき言ったのは下流のほうに走ってる、弓木野側にはもう一つ下流側に林道が走ってますので、その部分について特にお願いをしたいということです。

佐藤昌弘参考人

承知しました。御意見ありがとうございます。

〔友田桂一郎参考人マスクから鼻と口を出す〕

濱田洋一委員長

すみません。そちらの参考人の方はマスクの着用をお願いします。

〔友田桂一郎参考人マスクを着用〕

牟田学委員

事業者の競合について伺いたいと思います。結果的に、開発に係る地区の方々はその事業者の説明を聞いていくわけなんですけど、現在この競合がどのような形になっているのか教えていただけませんか。

佐藤昌弘参考人

他社様のスケジュールについては把握してないんですけども、4ページを御覧いただくと工程表が載っております。分かりにくくて恐縮ですけども、弊社の計画は2020年3月にフィットといわれております事業計画認定を取得しています。他社様は2019年3月に取得しております。このフィットの有効期限がありまして、3年までに土地の契約を締結して、関係する必要な許認可を得ていることというのが3年の期限なんです。他社様は来年3月で期限を迎えます。弊社側の計画につきましては2023年3月ですので、来年の3月で他社様が土地の契約、国有林の契約を全て終了させて、保安林の手続を完了できるのかということ、まだ環境影響評価も準備書の手続中ですので難しいのではないかと考えています。その先どうなるのかと言うと、すぐ失効というのではなくて聴聞手続が入るのではないかと聞いておりますけども分からないところがございます。期限を迎えるのは間違いなく迎えます。我々はそ

の1年先なのでどうなるか分からないですけど、我々の見通しとしましては、他社様の計画ができなくなる、あるいは我々と話を一緒に進めるかどうかという協議になってくるのかもしれませんが。計画を1本化して、先ほどお見せしましたフィットの位置も軽微変更で修正した形の中で事業を進めていくという計画で我々は考えているところでございます。他社様の計画が来年3月、4月以降どうなるのかというのが私どもの中でも把握はできていないんですけれども、そういった状況、期限を迎えてしまうということは間違いない事実でございます。

牟田学委員

この委員会も地区の方に参考人に来てもらっていろいろ話を聞いたんですけども、その中で出てきたのは、他社の説明も聞かないといけないというところで、地区の方が両方の説明を聞いて反対に困惑するところもあったりして。地区の方々を対象にした事業の進め方を大事にして進めていただければと思います。

佐藤昌弘参考人

当然、御地元の地区の皆様、行政を含めて、こういった複数事業者が競合することによって混乱を与えてしまっている事実は結果としてありまして、それについては御迷惑をおかけしてるなど考えております。そういうのもありまして、我々グループは、3つあった元々の計画ですけども、話し合いをして2つの事業者が1つになりまして、今日ここに来て御説明させていただいております。残りの1社様につきましても、4月以降どういった取扱いになるかも含めて分からないんですが、話し合いをしていって、何とか出口を見出せるような話に持って行って、地元の方の混乱を招くことのないように対応していけたらと思っております。

濱門明典委員

2020年12月現在で、25か所、303基、約85万キロワット、風力発電設備を保有ということで、現在これで事業されているわけですけど、これをやりながらいろいろな問題点が出てくるかと思うんです。いいこと悪いことがあるかと思いますが、一番問題点となっているところがあれば教えてください。

濱田洋一委員長

今、質問をされた資料はこれですか。

〔令和3年4月16日の総務文教委員会において参考人から提出された資料を掲げた濱田委員長に対し、濱門委員うなずく〕

以前御社からいただいた資料に基づいて質問をされましたが、よろしいですか。

佐藤昌弘参考人

前回、御説明の際にお持ちした資料での御質問と承りました。お答えしたいと思います。今、私の手元になくて恐縮です。300基ほど、今、実稼働させていただいております。当時の資料だと30か所ということですけども、今は建て替えの時期に入っていて、23か所で278基ほど稼働中でございます。これまで20年近く風車の運営実績あるんですけども、建て替えもさせていただいてるということで、何か大きな問題やトラブルが起きてできないとかそういったことはございません。ただ一つ、環境評価になる前、2012年の前のものにつきましては自主アセスということで法律上はどこにでも建てられたという時期もございまして、民家に近いところに建てていた風車については、音の問題ですとか、風車の羽根が回ることによる影がしゃかしゃかするという事情で御意見とか御不満があって、それで稼働制限

をしているという地点は実際ございますけれども、環境影響評価以降につきましては、風車と民家との離隔は最低でも500メートル取らなければいけないことになっておりまして、それ以降につきましてはそういった御不安ですとか苦情が来ているという例はございません。今現在、新規地点で対応をさせていただいているところにつきましては、しっかりと影響評価をした上で、御説明をして、御理解を得て進めさせていただいてるものにつきましては、そういったお話ということにはなっておりません。機器の性能についても、20年前に比べますとかなり上がっておりまして、音も静かですし強度も増しておりますので、昔に比べますと安全性ですとか信頼性、音に関する御不安についても問題ないようなものにどんどん進歩しているというような状況でございます。

濱門明典委員

今、技術も進んで、音にしろ、いろんな問題でも解決しつつあるということを知りました。そこはいいんですけど、この委員会でも申間に視察に行かれたんですよ、九州電力のOBの人が説明されたということで。私たちは別で、民家の区長さんとかそういうのに聞きに行ったことがあるんですよ。そうしたら九州電力のOBさんが話すのと、我々が直接地域を回っていく中で意見が違うところがあったんです。影響を受けるところもあるし、よかったよというところもあったり、そこらの関係というのがあるので風力ができていいよというところもあれば、マイナス点があったり音がうるさくて眠れないんだというところもありました。電波関係もありました。携帯が通じなくなったりとかそういうのもあって、いいこと悪いことというのが、総合したときに、その住民の方に納得のいく、また、補償問題とかそういうのも出てくるんじゃないかなと。超音波といいますか、ああいうので眠れないとか、そういうのが出てきたりとか、そういう事例というのはないんですか。

佐藤昌弘参考人

音に関してですけれども、低周波も音の一種ということで、前回、資料でも御説明させていただいたかと思えます。健康影響に関する因果関係につきましては、環境省がしっかり調べて、平成19年に一定の報告書も出しておりまして、直接的な影響は認められませんという結果報告になっております。ただ、一方で苦情を訴える方というのは引き続きいらっしゃいますので、それについては無視するのではなくて、お声に関してはしっかり受け止めて対応していくのが事業者の責任・使命なのではないかなと考えてございます。当然、この地域だけじゃなくて、新規の地点いくつか抱えてる中で、説明を通じてそういった不安の声がありますので、それについては丁寧な御説明をさせていただいて、御理解を得るべく進めたいと思っております。公共事業もそうなんですけども、100%御理解を得て進められる事業というのはなかなか難しいかと思っております。我々100%になるように努力をし続けていかないと考えておりますので御理解いただけたらと思っております。

濱門明典委員

確かに私も柳村とかあそこも見に行きましたけれども、紫尾山系の地質というのが全然違うなというのを感じたんですけども、本当にこれだけ大きなものが紫尾山系にできた場合、本当に不安なんです。私も大川のとこなんですけども、水質が変わったりいろんなものが出てくるんじゃないかなと。専門の方が調査されるんだろうけれども。そういう懸念というのがあって、こんだけの紫尾山系の地層といいますか、これに似たようなところは開発されたことはあるんですか。

佐藤昌弘参考人

四万十帯ですとか、そういったところでの開発事例があるのかという御質問は、住民説明会を通じて何回か頂戴しております。他の自治体でも御質問を頂戴してはるんですけど、同じように四国で、南愛媛の地点は同じ四万十帯に準じたところでございまして、同じような尾根線の山林の中、森林の中で同じように開発させていただいてる事例としてございます。運転開始している発電所と建設中のところがありますので、むしろこういったところを御視察いただくことによって御理解に通じるのではないかと考えておりますので、そういった御案内も合わせてさせていただけたらと思っております。稼働してるものと工事中のものがありますので、防災施設とはこういうふうに作っているんだよ、音はこういうもんなんだよ、というのを御理解いただけたらと考えております。

濱門明典委員

是非、住民が納得できるような進め方で、今、国もCO2削減ということで、自然エネルギーということをやっていますので、できるんでしょうけど、地域の方が納得してよかったというような事業にさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

野畑直委員

今、説明していただきましたけれども、この変更になった番号がJ05からH05というふうには、全ての位置が変わったのかなと見ているんですが、J08がH08と大きく移動しているところは分かりますけれども、全ての位置が変更になったんですか。

戸松学参考人

全ての個所が移動になってはおりません。J06はそのままですけども、J07は少し移動したりとかというのはしている部分でございます。

野畑直委員

位置が少し変わったところがあるというのは別に問題にしてるのではなくて、今、計画しているのが、Jの番号からHに変えたと、変わらないところも番号を変えているんですよという説明でいいんですけども。あまり動いてないところもあり、この2万5000分の1の地図で我々が判断するということは難しいところがあって、できれば紫尾林道との位置関係、それからの取付道路がどうなるんだということが、2万5000分の1の地図で見たときに私は判断できないなあと。あなた方はここを変更したんですよと言われますけど、私はなかなかこの地図を見てああそうなんだと理解はできないんですが、もう少し縮尺の大きなもので資料を作っていただかないと、さっき流量の問題が出ましたけれども、例えばJ05で言えば、H05になって紫尾林道との位置関係、取付道路の関係などを見るには、その基ごとに変更になった、あるいは、紫尾林道の道路の排水路に流入する形はどうなるんだということがなかなか分かりづらいんですよ。そのためにはもう少し縮尺の大きな図面で提供してもらえれば有り難いんですが。

戸松学参考人

図面につきましては承知いたしました。詳細なやつを準備させていただきます。

佐藤昌弘参考人

全体から見てどうなんだということにつきましては、分かりにくくて恐縮ですけども、全体の位置図として風車を記載させていただいているのが3ページの資料でございまして、これでどこが変わったんだというところは見づらくて恐縮です。Jの風車については入っているんですけどもHについては記載はございません。Jというのは準備書の準でJと呼んで

まして、次に評価書の手続に入るので評価書のHと勝手にそれを呼ばせていただいているところでございまして、説明足らずで申し訳ございません。

野畑直委員

それはあなた方だけ分かってることで、そこからまず基本的に説明していただければありがたいと思います。その3ページを見たときにも、紫尾林道の通ってる個所がこれではなかなか分かりづらいですよ。ですからここに紺色で書いてある計画されている道路と紫尾林道との位置関係というのはこれを見てもなかなか分からないんですが、こういうふうにH08とかJ08とかあなた方がここに挿入してあるんですから、紫尾林道は何か色を変えてでもここが紫尾林道なんですよ、取付道路についてはこうなるんですよという図面を作っていたかないと私は分からないと思ってこういう質問をしてるんですが、どうですか。

佐藤昌弘参考人

分かりにくい資料での御説明についてはお詫びしたいと思います。紫尾林道との位置関係が分かるように図面を準備させていただけたらなと思っています。後日、御提出させていただくということで。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

野畑直委員

先ほど、一番移動の大きいJ08からH08について、田代地区の陳情をいただいたときにここをすごく心配されていて、私たちもこの部分についてはエノキダケ工場の水の心配もあるということで、ここだけは移動してもらいたいなと考えていたところ、今回こういうふうに変更になったことは評価したいと思いますし、H05が近くなったことについては700メートルに近くなったということで、ここについては陳情者の方と話をしておりませんので、エノキダケ工場のこの部分については、我々が委員会で議論したことによって変更されたというふうには説明の中ではありませんでしたけれども、これについては評価したいと思います。そういうことで、陳情者の方の考えを考慮して今後も進めていただければと思っております。

竹之内和満委員

フィットについてお聞きしたいんですが、フィットというのは先にフィットを取得したほうが事業の優先権があるんでしょうか。

佐藤昌弘参考人

フィットを取った人しか事業ができないということではないんです。フィットというのは許認可手続の行為ではなくて、事業をする上での買取単価、20円、19円とあるんですけど、それを担保するものでありまして、お金のある事業者であればこれを取らなくてもできるわけで、保安林の手続だったり、国有林の貸付けを受ければ事業はできます。ただ、フィットの認定は事業単価の話なので、それは同じ土地に対して2社出せないというのが今のフィット制度のルールになってますので、当時、その林班で取得された他事業者さんが、フィットの手続を先行して取られたと。我々は地元地区、利害関係者との協議、地元の協議を先行していた分、遅れてしまって、フィットは他社さんが早かったということで今の結果になっていると御理解いただければと思います。

竹之内和満委員

他社というのはユーラスエナジーと思うんですが、ユーラスエナジーがこの場所に建てるようになったら、その場所は後から認定されたということは、できないということですか。

佐藤昌弘参考人

今、現在はできませんけれども、先ほどふれました、期限が切れて失効になる、あるいは同じく一緒に進めるのであれば計画の軽微変更というのは認められる手続ですので、その手続を踏まえた上で、正しい位置で事業を進めていくという流れになろうかと思えます。

竹之内和満委員

ということは、ユーラスエナジーが期限までに所定の手続は難しいというのを考えてやっているとということでしょうか。

佐藤昌弘参考人

おっしゃるとおりかと思えます。来年の3月までの期限で所定の要件がそろうかどうかというところでの見通しと考えております。

濱田洋一委員長

ほかに御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、参考人への質疑を終了いたします。

私からお礼申し上げます。参考人の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そして遠路からの御出席に心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは参考人の方は御退席お願いいたします。

〔参考人退出〕

濱田洋一委員長

続きまして、川内原子力発電所への視察について御連絡いたします。九州電力株式会社と日程調整いたしまして、視察の期日を令和4年1月21日金曜日といたしました。時間は午後2時から午後4時を予定しております。当日はバスを手配しております。午後1時10分に出発いたしますので、市役所玄関前に御参集くださるようお願い申し上げます。

続きまして、仮称北薩摩風力発電事業の事業者を参考人として呼びすることについて、御報告いたします。先の委員会後に、事業者であるユーラスエナジーホールディングスに参考人として出席されるよう申入れを行い、内諾をいただきました。現在、事業者と日程調整を行っておりますので、決定次第、お知らせいたします。

私からは以上ですが、委員の皆様方から何かございますか。

濱之上大成委員

確認です。1月21日原発の調査は何時でしたか。

濱田洋一委員長

午後2時から午後4時を予定しております。

それでは繰り返します。

視察の期日、令和4年1月21日金曜日。視察時間の予定は午後2時から午後4時です。当日は、公務ということでバスでお伺いします。そのため、市役所玄関前を午後1時10分に出発いたしますので、市役所玄関前に1時頃はお集まりいただければと思いますのでよろしくお願ひします。

それから、先ほど野畑委員から変更箇所における図面の大きいもの、理解しやすい見やすいものをと御要望がありましたので、これは当委員会では事業者へ求めたいと思えます。その

ことよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

濱之上大成委員

何もないんですけど要望です。今、野畑委員がおっしゃったんですが、私はたまたま目の手術をするんです。色弱ではありませんが、やっぱり色弱の人もいるということを理解した上で、道路とかの色をしてもらわないと、今回のこの図面も黄色が薄かったり見にくいんです。そういう気配りをさせていただく会社であってほしいなと要望いたします。

濱田洋一委員長

私のほうからもそのようにお願いしていきますのでよろしくお願いします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、以上で総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午後2時6分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一